

親族向け 成年後見講座

成年後見制度とは？

認知症・知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方に対し、法律的に支援する制度です。

- 本人に代わり、医療や福祉サービスの利用手続きや契約をすることができます。
- お金の出し入れを一緒に考え、各種支払いの手伝いをすることができます。
- 不当な契約を取り消すことができます。



| 日時 | 内容 |
|--|--|
| 令和7年3月8日(土) 午前9時30分～午後0時30分 | <ul style="list-style-type: none">• 成年後見制度の概要• 法定後見制度申立て、手続きの流れ• 成年後見人の職務• 家庭裁判所への報告 など |

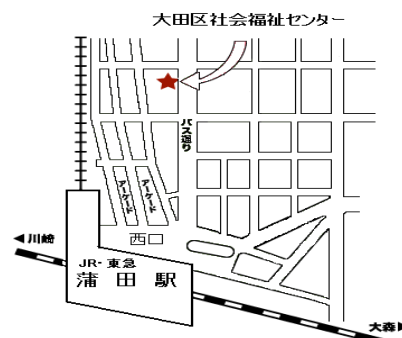
※ 今回は任意後見制度に関する説明はございません。

- 会場 大田区社会福祉センター 4階（大田区西蒲田7-49-2）
- 講師 司法書士 渡邊 昌也 氏
（公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート会員）
- 対象 区内在住・在勤であり、親族の法定後見申立てを検討中で、自らが成年後見人になることを予定している方。もしくは、成年後見人である方。
- 定員 15名（事前申込制）
- 費用 1,000円（テキスト代）



申込み・お問合せ

大田区成年後見制度利用促進中核機関
社会福祉法人大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター
電話 03-3736-2022
FAX 03-3736-5590



大田区社会福祉協議会では、暮らしの中の心配ごと、遺言や相続、成年後見制度等について、弁護士や公証人、司法書士による無料の法律相談(予約制)も行なっています。

福祉法律相談

◎法律問題一般の相談

午前 10 時から正午までの時間帯で、おひとり 40 分間相談をお受けします。

| | 相談内容 | 相談員 |
|---------|--------------|-----|
| 第 1 火曜日 | 日常生活上の法律問題全般 | 弁護士 |
| 第 2 火曜日 | | |
| 第 3 火曜日 | | |
| 第 4 火曜日 | | |

◎公正証書で安心せいかつ相談

午前 10 時から正午までの時間帯で、おひとり 30 分間相談をお受けします。

| | 相談内容 | 相談員 |
|---------|----------------------------------|-----|
| 第 3 木曜日 | 任意後見、遺言相続、尊厳死、死後事務委任、離婚給付等に関する相談 | 公証人 |

◎成年後見制度専門相談

午前 10 時から正午までの時間帯で、おひとり 1 時間相談をお受けします。

| | 相談内容 | 相談員 |
|--------------------|-----------------------------|------|
| 第 1 . 2 . 4 木曜日 | 成年後見制度の利用方法・後見人業務の実務等に関する相談 | 司法書士 |

◎会場

大田区社会福祉センター5階 (西蒲田七丁目 49-2)

◎問合せ・予約

大田区社会福祉協議会おおた成年後見センター

☎ 3736-2022